

奈良県告示第五百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 古瀬小殿線
- 三 道路の区域

路線番号		区間		区域変更の前後別		敷地の幅員メートル		延長メートル		備考	
5 1 2		御所市大字小殿五 〇四番八地先から 御所市大字小殿六 七八番一地先まで		前		一〇・五 、 一六・二		五九・八			
		後				一〇・五 、 一八・五		五九・八			

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成二十九年三月三十一日